資料①

# 北海道・札幌「ＧＸ金融・資産運用特区」における「地方税の税制優遇」検討懇談会開催要領

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課

（目的）

第１条　令和６年６月に北海道・札幌が「金融・資産運用特区」に決定されたことから、本道へのＧＸ産業の集積及び金融機能の強化・集積に向け、「地方税の税制優遇」制度の導入に関する検討を行うにあたり、対象とする事業や税目、税率、期間等について専門家や関係者から意見を伺うため、「北海道・札幌『ＧＸ金融・資産運用特区』における『地方税の税制優遇』検討懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

（議題）

第２条　懇談会における議題は、次のとおりとする。

（１）本道へのＧＸ産業の集積及び金融機能の強化・集積に向けた地方税の優遇措置の検討について

（２）その他必要な事項について

（構成）

第３条　懇談会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

２　北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長及び札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション事業担当部長は、必要に応じて、北海道市長会、北海道町村会、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所、北海道総務部財政局税務課、札幌市財政局税政部をオブザーバーとして懇談会に招集することができる。

（運営）

第４条　懇談会に係る運営については、次のとおりとする。

（１）懇談会は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長及び札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション事業担当部長が協議の上、必要に応じて招集する。

（２）懇談会には、座長を置くこととし、委員の互選により選出する。

（３）座長は、懇談会の議事を進行する。

（４）座長が不在の場合は、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代行する。

（５）座長が必要であると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（構成員の欠席）

第５条　懇談会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該懇談会に附議される事項につき、書面等により意見を提出することができる。

（意見の聴取）

第６条　懇談会が必要と認めるときは、構成員以外の者に対して意見の陳述や必要な協力を

求めることができる。

（その他）

第７条　懇談会の事務局は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課及び札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室とする。

２　この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長、札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション事業担当部長及び座長が協議の上定める。

（附則）

この要領は、令和６年７月 17 日より施行する。

別表

| 分野 | 構成員 |
| --- | --- |
| エネルギー関連 | 北海道大学工学研究院　教授　石井　一英 |
| 地方財政 | 北海道大学公共政策学連携研究部　教授　宇野　二朗 |
| 地域政策 | 釧路公立大学 地域経済研究センター長・教授　中村　研二 |
| 経営 | 北海学園大学経営学部　教授　石嶋　芳臣 |
| 経済団体 | 北海道経済連合会　専務理事　髙田　聡 |
| 金融、業界団体 | 株式会社三井住友銀行　理事<br>グローバルバンキング部門、ホールセール部門　統括責任役員補佐<br>水素バリューチェーン推進協議会 金融委員会 委員長　金子　忠裕 |
| ＧＸ関連企業 | トヨタ自動車北海道株式会社　代表取締役専務　今井　光明 |

| オブザーバー |
| --- |
| 北海道市長会、北海道町村会、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所、<br>北海道総務部財政局税務課、札幌市財政局税政部 |